

(一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会  
加盟山岳スポーツ団体 会長様  
各専門委員会 委員長様

(一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会 会長 加藤 富之  
法人第4期役員選考委員会 委員長 石倉 昭一  
<公印省略>

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会  
法人第4期（令和8～9年度）役員（理事・監事）候補者の推薦について（依頼）

平素より本協会の推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本協会の第4期（令和8～9年度）役員（理事・監事）候補者につきましては、令和8年度総会にて選任の決議をする予定としております。

つきましては、貴会からの法人第4期役員（理事・監事）候補者推薦について、来たる令和8年3月3日（火）までに別紙様式にてご回答くださるようお願い申し上げます。

また、**理事・監事候補者は、理事会及び総会の出席に差し支えない方をご推薦いただきますよう重ねてお願い致します。**

記

1 推薦対象者 : 理事・監事候補者

※貴会の会員（役職は問わず）で、SMSAの運営に積極的に協力して頂ける方

2 提出書類 : 別紙様式「理事・監事候補者推薦書」

3 締め切り日 : 令和8（2026）年3月3日（火）

4 提出先 : (一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会事務局・加藤富之宛

※郵送かメールでお願いします。

5 理事・監事の任期：2026年度定時総会終結の時から2028年度定時総会終結の時まで

※ 理事・監事候補者の方は、2026年4月8日（水）開催の第8回理事会からご出席いただく予定です。

以上

(一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会  
事務局長 加藤 富之  
〒370-0421 群馬県太田市粕川町甲522  
TEL&FAX : 0276-52-1276 携帯 : 090-4705-3579  
E-MAIL:bunta@ps.ksky.ne.jp (自宅)  
buntak2@yahoo.co.jp (iPhone)

令和 年 月 日

(一社) 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

会長 加藤 富之 様

团体名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 T E L \_\_\_\_\_

連絡先 E-mail \_\_\_\_\_

## 理事・監事候補者推薦書

次の1～3のいずれかに○の上、1又は2の場合は、下記大線枠内の事項についてご記入ください。

1. 本団体からの次のとおり理事候補者を推薦いたします。
  2. 本団体からの次のとおり監事候補者を推薦いたします。
  3. 本団体からの理事・監事候補者の推薦はありません。

( R8年 5月17日現在 )

ふりがな		推薦団体での役職名	
氏名			
欠格事由	該当有り 該当なし (いずれかに○印をつけてください)	生年月日 (年令)	(西暦) 年 月 日 ( 歳 )
現住所	〒 (電話・携帯)		
	メール :		
推薦理由			
推薦者名	役職 氏名	役職 氏名	

1) 本推薦書に記載の個人情報については、(一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会理事・監事推薦・選定関係手続きに使用し、その他の目的で使用することはありません。

- 2) 欠格事由については、別添資料をご参照ください。
- 3) 加盟団体、各専門委員会からの推薦には、推薦者名は不要です。

## 「理事・監事候補者推薦書」記入上の留意事項

- 1 「推薦書」は、役員候補者選考委員会での審査に使用しますので、全ての項目の記載をお願いします。
- 2 「推薦理由」には、候補者の方が、理事・監事として相応しいと判断された理由を具体的に記載してください。  
(例えば、「長年スポーツ団体役員として、… ●●、○○等の経験があり、スポーツに対する知見が優れている。」、「民間会社役員として、○○、●●等の実績があり、組織運営に長けている。」等、一般法人の理事会を構成する理事として適任であると推薦できる理由を具体的に記載してください。)
- 3 加盟団体、各専門委員会からの推薦に推薦者名は不要ですが、他の場合は「SMSA 役員の推薦者 2 名」が必要です。

JMSA 役員選考規程より ←これに準じます

### (役員の資格)

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 事業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは登山、山岳スポーツ又はスポーツクライミングの分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (6) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと、又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過し現在暴力団その他の反社会的勢力でないこと」
- (8) 定時理事会に出席し意見を述べること

## 理事及び監事の欠格事由について

- 下記内容に該当する方は、理事及び監事候補者としてご推薦いただくことは出来ませんので、予めご留意下さい。〈公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イ、ロ、ハ、二抜粋〉
- (1) 公益認定を取り消された公益法人において、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年内に公益法人の業務を行う理事であったもので、その取り消しの日から5年を経過しない者
  - (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行をうけることがなくなった日から5年を経過しない者
    - ・認定法の規定に違反したこと
    - ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと
    - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
    - ・刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
    - ・暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
    - ・国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 以上

## 法人第4期役員候補者の選任について

### 1 法人第4期 役員の任期

理事・監事：2026年5月開催の定時総会終結の時から 2028年5月開催の定時総会の終結の時まで。

### 2 法人第4期役員選任の概要（「定款」、「JMSCA 役員選考規程」、「理事等の定年に関する規程」より）

区分	理事	監事
任期	選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げない。	同左
定数	10名以上20名以内	1名以上2名以内
資格	原則として、正会員又は委員	同左
年齢	就任時において満75才未満	同左
候補者の推薦	① 加盟団体による推薦 ② 各専門委員会からの推薦 ③ 顧問、参与、役員又は外部の学識経験者2名からの推薦	① 加盟団体による推薦 ② 顧問、参与、役員又は外部の学識経験者2名による推薦 ③ 役員候補者選考委員会による推薦
選任	総会の決議により選任（※1）	総会の決議により選任

※1：会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定。

### 3 法人第4期役員候補者選考委員会

委員会の役割：理事候補者及び監事候補者の選定

メンバー構成：顧問、参与、理事、監事及び社員代表数名、外部の学識経験者の中から5～9名程度  
→森下 健七郎、石倉 昭一、風間 進、堀江 伸子、長谷川 茂、野本 政之、  
岩武 成秋（敬称略）

### 4 スケジュール概要

時期	会議等	役員
二〇二六年	1月 7日 第6回理事会	法人第4期役員候補者選考委員会設置の承認・委員の選考
	1月 27日 役員選考委員会1	法人第4期役員候補者選考の手順について
	1月 28日 推薦依頼書発信	加盟団体に役員候補者の推薦依頼 締切：2026年3月3日
	2月 18日 定例会5	
	3月 10日 役員選考委員会2	理事候補者及び監事候補者の推薦状況のまとめ
	3月 11日 第7回理事会	
	4月 7日 役員選考委員会3	理事候補者及び監事候補者の選定協議・答申書の作成
	4月 8日 第8回理事会	答申書提出・説明、承認、法人第4期役員候補者の決定
	5月 13日 第9回理事会	
	5月 17日 総会 第1回理事会	法人第4期役員の承認 / 委員会解散 代表理事等業務執行理事の互選 各理事・業務執行理事の分掌の決定 各専門委員会構成の決定

# (一社)埼玉県山岳・スポーツクライミング協会「定款」 ※抜粋

## 第4章 役員

### (役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は10名以上20名以内
- (2) 監事は1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、理事及び監事の候補者は、原則として、正会員及び委員の中から選出する。

2 代表理事である会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事（会長）は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定める組織管理運営規程により、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事（会長）及び代表理事以外の業務執行理事は、原則として毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、任期の合計は最長で10年とする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、任期の合計は最長で10年とする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員の解任)

第30条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

## S M S C A 理事等の定年に関する規程

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本法人」という。）は、理事等の定年制につき、以下の事項を定める。

### 第1条 理事及び監事の定年制

理事及び監事は、就任時においてその年齢が満75才未満でなければならない。任期期間中に満75才に達した場合については、当該任期終了もしくは退任までは理事もしくは監事としての権利義務を有するが、それ以後の再任は認めないものとする。

令和2年12月9日 第5回理事会承認